

藤里町一般廃棄物処理基本計画

平成30年3月策定
(令和6年10月改定)

藤 里 町

第1章 計画の概要	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	3
4. 広域的取組の推進	3
5. 計画の進行管理	3
第2章 一般廃棄物処理の現状と課題	4
【1】ごみ処理	4
1. ごみ処理の現状	4
2. ごみ処理の実績	6
3. ごみ処理課題	6
【2】し尿及び生活雑排水処理	7
1. し尿及び生活雑排水処理の状況	7
2. し尿及び生活雑排水処理の実績	8
3. し尿及び生活雑排水処理の課題	8
第3章 一般廃棄物処理基本計画	9
【1】ごみ処理	9
1. ごみ処理の目標	9
2. ごみ処理の基本方針	9
3. ごみ排出量の推計	10
4. 基本目標	10
5. 目標達成に向けたごみ処理の施策	11
【2】し尿及び生活雑排水処理	16
1. し尿及び生活雑排水処理に係る理念	16
2. し尿及び生活雑排水処理の基本方針	16
3. し尿及び生活雑排水処理人口の推移	16
4. 基本目標	17
5. 目標達成に向けて	17

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が処理責任を負う一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。

現代社会において、ごみは人間が生活していく中でほぼ確実に発生します。また、資源は限りあるものであり次の世代が困窮することのないよう、社会の仕組みや人間の諸活動を極力、環境に負荷を与えない循環型の社会システム構築が必要と考えます。

これを果たすためにも私たちはごみに対する意識を高め、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進していき、循環型社会形成に寄与していかなければなりません。

国においては、令和6年度に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）が策定され、毎年点検・見直しが行われており、平成28年9月には環境省より、ごみ処理基本計画策定指針が示されました。同計画及び指針では循環型社会の形成はもちろん、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑えるといった低炭素社会づくりを始め、自然との調和及び共生となる地域循環圏の社会を構築していくことを進めており、特に、近年ではライフサイクルコストの観点から、全国的にリサイクルに比べて取組が遅れていた2R（リデュース・リユース）による廃棄物の発生、排出の抑制に力を入れる取組が強まっています。

秋田県では、令和3年度に「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」（以下、「秋田県循環基本計画」という。）が策定され、国の動向を踏まえて3Rの推進と地域循環圏の形成等の施策を掲げております。

このような背景を踏まえ、本町においても循環型社会実現に向け、廃棄物行政の様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、町民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図るべく、本計画を策定するものです。

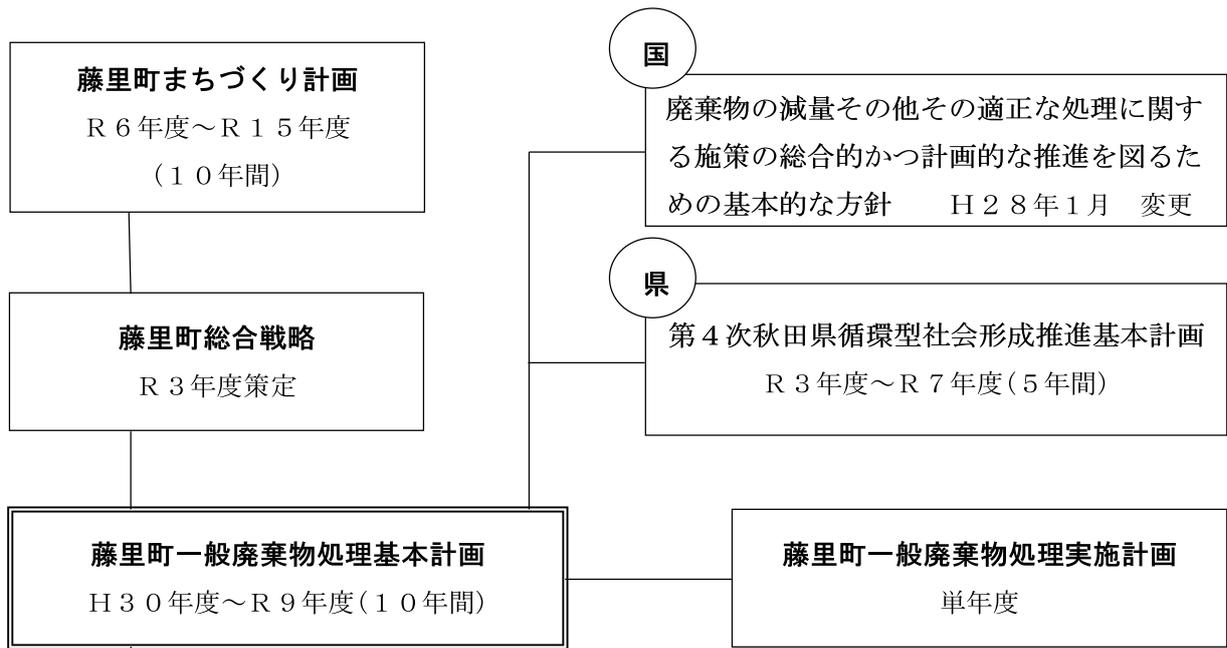
2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、藤里町の最上位計画である「藤里町まちづくり計画」及び「藤里町総合戦略」「藤里町環境基本計画」に準じて策定しています。その他、本町の策定した計画で関連があるものとしては、「藤里町分別収集促進計画」「藤里町生活排水処理整備構想」「藤里町地域防災計画」があります。

また、国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」や、秋田県が策定した「秋田県循環基本計画」においても一般廃棄物の減量化に関する施策等が掲げられています。

このような中で、本計画は長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

関連する計画との体系



< 関連計画 >

○藤里町分別収集計画

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条の規程により、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み等を定めている。
- ・R 5 年度～R 9 年度(5 年間)

○藤里町生活排水処理整備構想

- ・基本計画、実施計画の「生活排水処理編」で関連性が強い計画。
- ・公共下水道等の生活排水処理施設は、国土交通省や農林水産省等の各省所管事業となっているが、各関係部局間との十分な調整をり、関係事業を一元的な視点で捉えて計画を策定している。
- ・H 2 8 年 3 月策定(R 7 年度まで)

○藤里町地域防災計画

- ・町の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について防災対策機関を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めている。
- ・震災時や一般災害時の廃棄物処理計画を策定。
- ・H 2 7 年 4 月 修正

3. 計画期間

この計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間（前期5年、後期5年）とします。

なお、この計画は、概ね5年後に見直しを行うほか、本町の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直すものとします。

4. 広域的取組の推進

一般廃棄物の処理は、財政的・技術的な理由から、複数の自治体による広域的処理が全国的に行われており、ごみ処理については、本町を含む1市3町（能代市、藤里町、三種町、八峰町）で構成する「能代山本広域市町村圏組合」で焼却処理、破碎、選別などの中間処理を広域的に行っています。

なお、「米代流域衛生センター」は令和元年度末で廃止され、「北秋田市周辺衛生施設組合」が解散したことから、令和2年度からは「能代山本広域市町村圏組合」の「中央衛生処理場」で処理しております。

本計画を実施するにあたっては、周辺市町村と連携を図りながら、より効率的・効果的な事業展開を模索していきます。

5. 計画の進行管理

ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標と目標を達成すべく町の個別施策を設定し、「藤里町一般廃棄物処理実施計画」において、達成状況・進捗状況について進行管理を行っていきます。

第2章 一般廃棄物処理の現状と課題

【1】ごみ処理

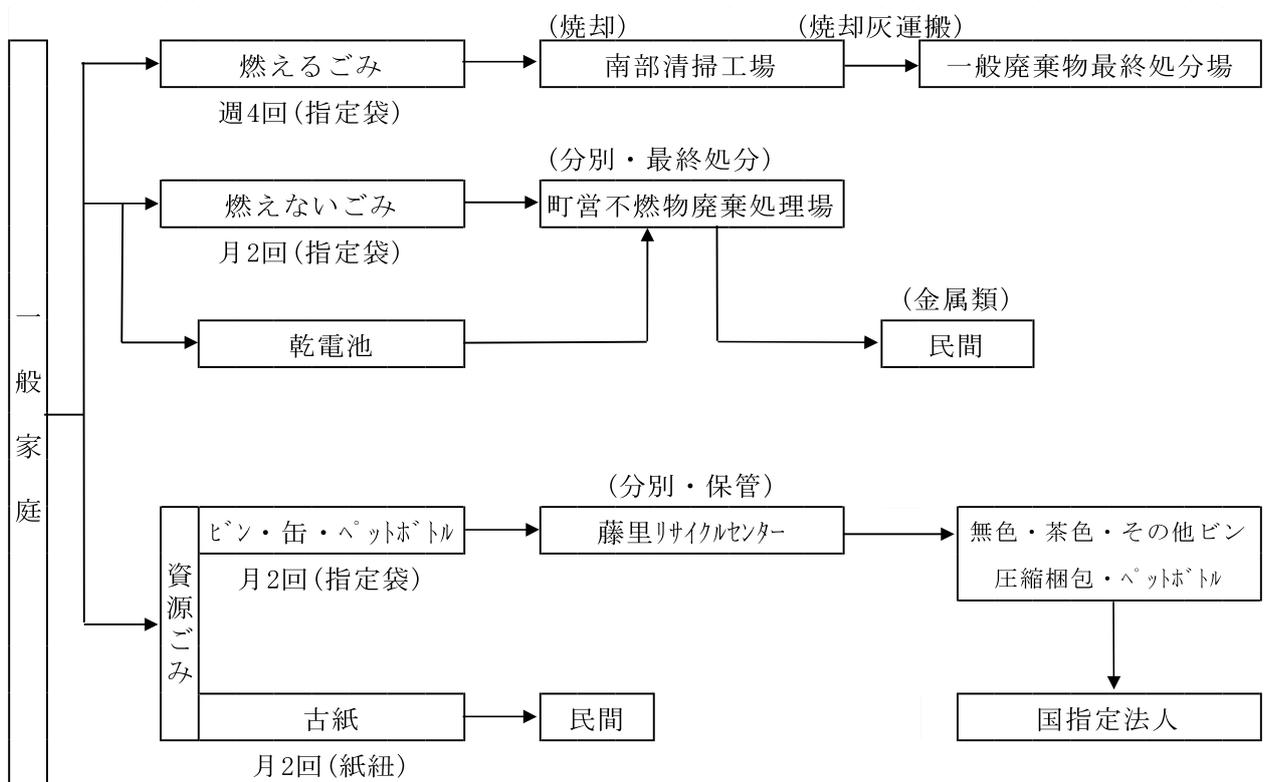
1. ごみ処理の状況

一般家庭から排出されるごみは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」及び「資源ごみ」に大別され、ステーション方式で収集されます。このうち「資源ごみ」は「ビン・缶・ペットボトル」と「古紙」に分類され、「古紙」は更に新聞、雑誌、ダンボールに細別されます。

燃えるごみについては、焼却処理施設として能代山本広域市町村圏組合が運営する南部清掃工場で処理し、燃えないごみについては、最終処分場として町営不燃物廃棄処理場で処理しています。また、資源ごみの処理は藤里リサイクルセンターにおいて圧縮梱包等の処理をした後、再生業者へ引渡ししています。

事業所から排出されるごみは、能代山本広域市町村圏組合の施設等を利用し、事業者自ら処理するか許可業者に委託して処理されます。

(1) 処理及び処分体系



(2) 収集及び運搬

- ・家庭系ごみ（一般廃棄物）

一般家庭から排出されるごみは、町が直営で収集運搬を行います。

- ・事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業所から排出されるごみは、事業者が焼却施設に直接搬入するか、許可業者による処理を行う方式をとっていますが、小企業から排出されるごみについては、町で収集運搬を行っており、その際は指定袋を使用しています。

区分	処理主体	収集回数	収集容器等	収集方法	収集運搬形態	運搬先
燃えるごみ	藤里町	週4回	指定袋	ステーション方式	委託 2台	南部清掃工場
燃えないごみ		月2回	指定袋		委託 1台	町営不燃物廃棄処理場
資源ごみ ビン・缶・ ペットボトル		月2回	指定袋		委託 2台	藤里リサイクルセンター
		月2回	紙紐で結束		委託 1台	藤里リサイクルセンター
		月2回	透明な袋			町営不燃物廃棄処理場
		月2回	指定袋以外			町営不燃物廃棄処理場

(3) 中間処理及び最終処分

区分	施設名称	処理方式	処理能力	竣工年月
中間 処理	南部清掃工場	全連続燃焼式 (ストーカ式)	114 t / 24時間	H7.3 H14.3 (改造)
	藤里リサイクルセンター	ガラス色選別	12 t / 8時間	H12.4
		ペットボトル圧縮梱包	4 t / 8時間	
最終 処分	町営不燃物廃棄処理場	埋立方式	5,721 m ²	S46.4

2. ごみ処理の実績について

(1) ごみ排出量の推移

(単位：t、人)

	種類	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
可燃ごみ	収集	704.41	686.38	691.74	665.42	672.73
	直接搬入	81.86	73.28	76.60	79.48	54.13
	小計	786.27	759.66	768.34	744.90	726.86
資源ごみ	スチール缶	5.29	4.88	4.45	4.07	2.99
	アルミ缶	2.68	2.42	2.71	2.55	1.89
	ビン類	21.47	19.51	19.15	17.02	16.86
	ペットボトル	8.31	8.27	7.54	7.14	6.56
	新聞紙	9.12	9.36	8.53	6.22	6.03
	雑誌	6.37	6.73	6.03	6.29	5.87
	ダンボール	5.81	6.31	6.26	5.20	5.29
	小計	59.05	57.48	54.67	48.49	45.49
不燃ごみ	収集	10.80	10.00	11.30	9.80	10.05
	直接搬入	6.48	7.36	6.68	8.08	8.97
	金物類	6.23	7.78	6.06	9.99	10.75
	差引埋立計	11.05	9.58	11.92	7.89	8.27
合計		856.37	826.72	834.93	801.28	780.62
人口		3,448	3,345	3,252	3,150	3,059
一人当りのごみ排出量		0.25	0.25	0.26	0.25	0.26

3. ごみ処理の課題

藤里町において、ごみの排出量は人口減少に伴い減少傾向にありますが、一人当たりのごみ排出量は0.25t/年と変化がありません。

今後の課題としては、ごみの減量化の推進、町民の高齢化に伴うごみ収集方法の検討、直営で行っている収集運搬の今後についての検討が挙げられます。

【2】し尿及び生活雑排水処理

1. し尿及び生活雑排水処理の状況

(1) 処理の流れ

し尿及び浄化槽汚泥は、町が許可する業者が収集し、「能代山本広域市町村圏組合」の「中央衛生処理場」へ運搬して処理します。処理工程で発生した汚泥は脱水機により脱水し、秋田県県北地区広域汚泥資源化事業に伴う施設へ搬出し、資源化することで循環型社会の構築に貢献しています。

公共下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設の未使用家庭では、し尿汲取り、炊事・洗濯等の生活雑排水は未処理のまま排出されているため、公共用水域の環境に大きな負荷を与えています。

(2) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理は能代山本広域市町村圏組合の中央衛生処理場で処理しております。

施設名	中央衛生処理場
所在地	能代市河戸川字西山下1-2
処理能力	120Kℓ/日 し尿 : 93Kℓ/日 浄化槽汚泥 : 27Kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式
供用開始年月	平成11年4月 平成19年4月(変更)
構成団体	能代市(能代地域)、三種町、八峰町 ※令和2年度から能代市(二ツ井地域)、藤里町が加入。

2. し尿及び生活雑排水処理の実績

区 分	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
	米代流域衛生センター			中央衛生処理場	
1. 計画処理区域内人口	3,448	3,345	3,252	3,150	3,059
2. 水洗化（生活雑排水処理）人口	2,757	2,742	2,640	2,582	2,480
(1) 公共下水道	2,117	2,130	2,048	1,993	1,923
(2) 合併処理浄化槽	454	436	423	423	408
(3) 農業集落排水処理施設	186	176	169	166	149
3. 非水洗化人口	691	603	612	568	579
4. し尿処理量 (k1)	199.3	189.1	175.9	180.0	176.0
5. 汚泥処理量 (k1)	686.9	695.3	973.4	664.0	673.0
うち農業集落排水汚泥量 (k1)	73.0	70.0	72.6	76.2	76.2

3. し尿及び生活雑排水処理の課題

藤里町において、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少傾向にありますが、人口減少にし尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少傾向が続くと考えられる。

今後の課題としては、公共用水域へ生活雑排水を未処理のまま排出している町民の方々に、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設で生活雑排水を処理するようにしていくことが上げられます。

第3章 一般廃棄物処理基本計画

【1】ごみ処理

1. ごみ処理の目標

地球環境問題の基本ともいえるこの廃棄物問題に対処するため、全国の各自治体においても廃棄物の排出抑制や減量化、資源化等に取り組んでいる一方で、中間処理施設や最終処分場の設置等については、地域の合意形成が得にくくなるなど、廃棄物処理は大きな社会問題となっています。

このような背景の中で、当町においては、廃棄物の排出等を抑制し、その再生利用を推進することにより、廃棄物の減量化を計っていくこととしています。本計画に示された目標の施策を着実に実行することが、この地域の環境問題を解決することとなるが、そのためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、理解しながら一体となって行動する必要があります。

2. ごみ処理の基本方針

- ①廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。
(発生抑制：Reduce リデュース)
- ②廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること。
(再使用：Reuse リユース)
- ③再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること。
(再生利用：Recycle リサイクル)
- ④どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこと。
(廃棄物の適正処理の推進)

上記4項目を基本方針として、「町民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割に応じて取り組むための責務を明確にし、その周知等に努めます。

3. ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、「収集・資源回収」については将来人口の分別区分ごとの原単位を乗じて算出します。「直接搬入ごみ」については、分別区分ごとに年間排出量を原単位とします。

なお、将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所が令和3年3月に推計した値を用いて推計するものとし、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式をあてはめて推計しました。

区 分	平成28年度 (実績値)	令和4年度 (中間目標年度)	令和4年度 (中間目標実績)	令和9年度 (計画最終年度)
人 口 (人)	3,531	2,978	2,970	2,350
ごみ排出量 (t)	874	669	795	600
1人1日排出量 (g)	685	617	796	590
リサイクル率 (%)	7.22	7.50	6.00	8.00
最終処分量 (t)	110	88	121	78

4. 基本目標

藤里町における、ごみ減量、資源化、最終処分を以下のように定めます。

中間目標年度である、令和4年度実績がいずれも計画最終年度の目標に達成していないことから、目標数値は引き続き下記のとおりとします。

目標数値（計画最終年度）

①ごみの減量目標

☆町民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量を平成28年度の685gから10%以上削減する。

②リサイクル率の目標

☆当町のリサイクル率は年々減少傾向にあり、平成28年度時点では能代山本郡の平均7.5%を下回っています。そのため、能代山本郡の平均値7.5%以上を目標数値とします。

③最終処分量の目標

☆最終処分量を平成28年度の110tから20%以上削減する。

5. 目標達成に向けたごみ処理の施策

(1) 施策体系

町民の行動	事業者の行動	町の行動
1. ごみとなるものの発生抑制 2. 再使用 3. リサイクル 4. 町民の自己啓発等	1. 環境負荷の少ない商品づくり 2. ごみを出さない販売 3. リサイクル	1. ごみ減量・リサイクル意識の啓発 2. 町民、事業者の自主的な取組みを促すための支援 3. 子どもへの啓発活動の推進 4. リサイクルの推進 5. 適正処理の実施 6. 新たな処理施設の整備 7. 町の施設での取組み

(2) 町民・事業者・町の役割

町民・事業者は、目標達成に向け、以下に掲げる取組みを推進していくものとします。

町は、これらの取組みが円滑に行われるよう支援していくとともに、自らの事業の実施において率先した取組みを行います。

《町民の行動》

【行動1】ごみとなるものの発生抑制

- ・マイバックや風呂敷を積極的に活用し、レジ袋の消費を抑える。
- ・簡易な包装に努め、過剰包装を極力避けるようにする。
- ・生ごみは十分に水切りし、雑草なども乾燥させてからごみを出す。
- ・必要なものを必要なだけ購入するよう心掛ける。
- ・詰め替え製品の使用を心掛ける。
- ・食事を適量調理し、作りすぎない。

【行動2】再使用

- ・できるだけごみの発生を抑えるとともに、廃棄する前にもう一度使えるように工夫する。
- ・繰り返し使えるリターナルびん（ビールびん、一升びん）を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する。
「グリーン購入(※)」に努める。

※グリーン購入とは、製品を購入する際などに、必要性を十分考え、品質や価格だけでなく、環境のことを考えて、環境にやさしいものを選んで購入すること。

【行動3】リサイクル

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・資源物の店頭回収や町の拠点回収を積極的に利用する。

【行動4】町民の自己啓発等

- ・情報収集に努め、自ら学習する。
- ・町及び団体等の啓発等に積極的に参加する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。

《事業者の行動》

【行動1】環境負荷の少ない商品づくり

- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。
- ・環境への負荷が小さい商品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する。
「グリーン購入」に努める。

【行動2】ごみを出さない販売

- ・マイバッグ運動、簡易包装推進運動に積極的に取り組む。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。

【行動3】リサイクル

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。

《町の行動》

【行動1】ごみ減量・リサイクル意識の啓発

- ・ごみの減量とリサイクルの意識（「もったいない」）定着に向けた啓発活動を行う。
- ・ごみ処理施設見学の利用拡大を図る。
- ・ごみ処理に関するデータなどの公表の充実を図る。

【行動2】町民・事業者の自主的な取組みを促すための支援

- ・町民、事業者の自主的な取組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。
- ・ごみ減量化に取り組む団体等を支援する。

【行動3】子どもへの啓発活動の推進

- ・子どもへのごみ減量、リサイクルに関する教育を行う。
- ・クリーンアップなどボランティア活動へ参加を促す。
- ・ポイ捨て禁止等マナー向上に関する啓発活動を行う。

【行動4】リサイクルの推進

- ・新たな資源物の分別収集、資源化について調査研究を行う。
- ・家庭系生ごみの堆肥化を調査研究する。
- ・排出されたごみからの資源化を推進する。

【行動5】適正処理の実施

- ・収集運搬体制の効率化を図る。
- ・適正な排出の徹底を図る。
- ・ごみ処理施設における適正な処理の実施と安全の確保に努める。
- ・資源ごみの収集日を多くするなど、収集運搬体制を検討する。

【行動6】新たな処理施設の整備

- ・ごみ処理の広域化を踏まえつつ、新たな処理施設整備のあり方を検討する。

【行動7】町の施設での取組み

- ・公共施設やイベントなどでの資源物分別を徹底する。
- ・学校給食の生ごみ減量・堆肥化を調査研究する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する。
「グリーン購入」に努める。

(3) 町の個別施策

1) ごみ減量の推進

①意識改革

個別施策	内 容
広報やホームページ等による情報提供	より効果的な周知方法の検討を行い、ごみの出し方やリサイクルのアイデア、イベントなどの情報提供に努めます。また、ごみ処理に関するデータの公表の充実を図ります。
子ども向けごみ減量教材の作成	子どもが理解し易いよう、子ども向けのごみ減量・リサイクルに関する教材の作成を検討します。
ごみ処理施設見学会の推進	団体だけでなく、個人が参加しやすい方法により、ごみ処理施設の見学会を実施します。

②発生抑制

個別施策	内 容
生ごみ減量、堆肥化の推進	家庭から出る生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
学校給食の生ごみ減量、堆肥化の推進	給食生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
マイバッグ運動の推進	より効果的な手法の検討を行い、町民と事業者が一体となったマイバッグ運動を展開します。
簡易包装の促進	より効果的な手法の検討を行い、町民と事業者が一体となったマイバッグ運動を展開します。
事業者のごみを出さない販売の促進	事業者による使い捨て容器・食器の使用抑制や、在庫調整によるごみの発生抑制を推進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

③再使用

個別施策	内 容
リターナルびんの使用促進	町民と事業者を一体として、より効果的な手法の検討を行い、繰り返し使えるリターナルびんの使用を促進します。
グリーン購入の促進	環境負荷ができるだけ小さい製品などを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を促進します。
事業者の再使用・再生利用しやすい商品づくりの促進	事業者によるリサイクルしやすい素材を使用した商品づくりや修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及のための取組みを促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

2) リサイクルの推進

個別施策	内 容
分別排出の徹底	ごみの分別方法や排出日について、分かりやすい周知啓発を行うことなどにより、分別排出を徹底し、リサイクルを推進します。
事業者の自己責任によるリサイクルの促進	事業者から出される資源ごみ（古紙、ビン、缶など）を、事業者自らがリサイクル処理できるように情報を提供します。
店頭回収・拠点改修の促進	大型店だけでなく小型店にも資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ります。 また、拠点回収についても整備を図ります。

3) 適正処理の実施

①効率的で適正な分別収集

個別施策	内 容
適正な排出の徹底	家電リサイクル法の対象物やホイール付タイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物については、ごみ集積場に排出しないよう周知徹底を図ります。
安全な収集体制の確保	スプレー缶やカセットボンベによる収集車などの火災防止や割れたガラスなどによる収集作業員の怪我防止のため、危険物の排出方法の周知徹底を図ります。

②環境負荷の少ない適正処理

個別施策	内 容
適正な運転管理	リサイクルセンター、最終処分場の適正な運転管理に努めます。また、能代山本広域市町村圏組合に対して、中間処理施設の適正な運転管理に努めるよう働きかけます。 焼却施設におけるダイオキシン類などの大気汚染物質の排出防止については、特に慎重な対応に努めるよう働きかけを行います。
ごみ処理の広域化	効率的なごみ処理を行うため、引き続き施設規模に見合った広域的な取組みを行います。
最終処分場の延命	ごみの減量化・リサイクルの推進のための施策により、最終処分量を削減し、現有最終処分場の延命化を図ります。

4) 不法投棄の防止

個別施策	内 容
監視体制の強化等	不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールや啓発活動等を強化します。
ごみ処理相談業務の充実	分別方法について十分でないことによる不法投棄を防止するため、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ります。
クリーンアップの充実	ボランティアによるクリーンアップへの支援の充実を図ります。
マナーの向上	ポイ捨て禁止等の啓発活動を行い、子どもからお年寄りまでマナーの向上のため教育を行います。

3 1 3 【2】し尿及び生活雑排水処理

1. し尿及び生活雑排水処理に係る理念

近年、人間の生活スタイルの変化等によって、地球環境（大気、水、土壌）に様々な影響を及ぼしていることから、わたしたちは、毎日の生活において、環境に影響を与えていることを認識し、行動しなければなりません。

水は自然界において、降水、浸透、貯留、流下、流入、蒸発等により循環し、その過程で汚濁物質が浄化されますが、わたしたちの家庭生活や社会経済活動等様々な場面で利用されることにより、水循環への負荷が発生しています。

このため、生活雑排水等を適正に浄化処理することは、河川などの水循環を保全するとともに、わたしたちの快適な生活環境を確保する上で重要です。

よって、町民、事業者、行政は、自然環境とのかかわりについて理解を深め、地域の実情に合った生活雑排水等水処理施設の整備に取組み、地域環境の保全に努めなければなりません。

2. し尿及び生活雑排水処理の基本方針

当町では、公共下水道、農業集落排水処理施設の集合処理、合併処理浄化槽の個別処理の整備については概成していますが、平成28年に改定された「藤里町生活排水処理整備構想」に基づき、より一層、水環境の保全に努めていきます。

3. し尿及び生活雑排水処理人口の推移

し尿及び生活雑排水処理人口の推移については、「藤里町生活排水処理整備構想」に基づき、次表のとおりとします。

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	2,583	2,500	2,420	2,348	2,294	2,239	2,185	2,131	2,077	2,023	1,969
農業集落排水処理施設	222	212	206	200	195	191	186	181	177	172	168
合併処理浄化槽	459	455	441	427	418	409	400	391	381	372	360
汚水処理人口計	3,264	3,167	3,067	2,975	2,907	2,839	2,771	2,703	2,635	2,567	2,497
人口（推計値）	3,448	3,350	3,218	3,122	3,050	2,978	2,906	2,834	2,762	2,690	2,618
普及率（％）	94.66%	94.54%	95.31%	95.29%	95.31%	95.33%	95.35%	95.38%	95.40%	95.43%	95.38%
非水洗化人口	184	183	151	147	143	139	135	131	127	123	121

4. 基本目標

汚水処理人口の目標は、「藤里町生活排水処理整備構想」に基づき、次のとおりとします。
なお、計画の期間は令和9年度までとします。

事業種別	令和9年度	
	処理人口（人）	普及率
公共下水道	1,969	75.21%
農業集落排水処理施設	168	64.20%
合併処理浄化槽	360	13.75%
計	2,497	95.38%

5. 目標達成に向けて

当町は、公共下水道、農業集落排水処理施設の集合処理、合併処理浄化槽の戸別処理の整備については概成していることから、今後、普及率がアップする可能性は非常に低いと思われま

す。しかし、自然環境保全のために生活雑排水の処理が重要であることから、合併処理浄化槽の更なる普及、集合処理区域での未接続の解消に努めて参ります。